

御宿町農業経営基盤の強化の
促進に関する基本的な構想

令和5年10月

御 宿 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤強化の基本的な推進方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向	2
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	2
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	3
5	農業生産の現状と今後の基本的な誘導と推進方向	3
6	効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の 役割分担の誘導方向	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目 標とすべき農業経営の指標	11
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関 する事項	14
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	14
2	市町村が主体的に行う取組	14
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	14
4	就農等希望者のマッチング及び 農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	15
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標	16
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に 規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号 に掲げる事業に関する事項	18

2	利用権設定等促進事業	19
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	25
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	25
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	25
7	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項	26
第6 その他		27
別紙1		28
別紙2		29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

「食糧・農業・農村基本法」の主旨を踏まえ、農業生産力を確保しながら地域の環境保全等の機能も十分に果たすことのできる農業農村を創造していくため、農業経営基盤強化の基本的な推進方向を次のように定める。

- ① 優良農用地の確保と整備の推進
- ② 農作業の受託組織体の育成によるコストダウン
- ③ 農村集落の環境整備の推進
- ④ 余暇を利用した長期滞在型実践農業と農村が一体となる農村の環境づくり
- ⑤ 安全で消費者ニーズに応えた良質な食糧を供給する農業の推進

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

(1) 農業構造の動向と今後の見通し

御宿町は観光・農業・水産業が基幹産業となっており、農業生産の中では稲作が中心であるがほとんどが兼業農家である。畜産農家は全町で2戸あり、そのうち大型酪農が1戸ある。

園芸部門については花卉栽培を行っているが、いずれも小規模である。

稲作経営において、規模拡大は農地の流動化により行われているが、区画面積が小さく農作業が非効率であるため、農作業の受託組織の育成や未整備地区の圃場整備の推進を図る必要がある。

畜産部門は後継者も若いことから各種の事業を取り入れ町の農業の先導的な役割を果たすものと思われる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業構造の動向に的確に対応し、町農業の永続的維持・発展を図るためには、農業が職業として成り立つ魅力ある産業に育成する必要がある。このため、個人の自発的な意思に基づいて就業出来る農業、労働に見合った報酬が得られる職業としての農業、労働の環境が快適に整備されている職業としての農業、の3点を確立することを、効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標とする。

具体的な経営の指標は御宿町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

農業を担う経営体は「個別農業経営体」、「企業的農業経営体」、「地域農業経営体」の3種の経営体に分化すると見込まれるため、職業としての農業の確立及び農業経営と生活の分離を推進するが、農業経営体以外にも地域農業の維持・発展のために必要な地域の実情に即した多様な担い手の育成・確保を図る。

ア 農業経営体育成の基本方向

(ア) 個別農業経営体の育成方向

家族労働を中心に、機械、施設の導入による省力化を推進し、経営主の所得目標及び労働時間を達成出来るような経営体の育成を目指す。このため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定に当たっては、この制度を望ましい経営の育成施策の核として位置づけ、関係団体の支援により農用地を認定農業者へ集積し、その他の施策についても積極的に支援する。

(イ) 企業的農業経営体の育成方向

家族経営における土地規模の零細性や資本力の弱小性を克服するため、土地・資本・労働力の統合による法人化を推進し、農業経営の継続的維持・発展を図る。

(ウ) 地域農業経営体の育成方向

個別農業経営体や企業的農業経営体を核とし、兼業農業者や高齢農業者等の地域農業者を構成員とした地域農業経営体を育成し、特定農業団体や法人へ誘導を図る。

御宿町は、旧御宿地区、布施地区、実谷地区の3地区に大別され、農用地の地域特性も各地区で異なることから、それぞれの特色を踏まえつつ、担い手農家の育成と農作業の受委託を推進する。

高齢社会を迎え、兼業農家であった世帯にも地域農業の一翼を担ってもらう必要があるため、女性、中高年者も含めた地域営農組織を育成する。

イ 地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成の基本方向

地域農業の維持発展のため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を補完する受託組織、オペレーター等農作業専従者及び新規農業参入者等の多様な担い手を農業経営体に育成する。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する基本的な支援の方向

ア 資金の融資に係る支援

効率的かつ安定的な農業経営体の育成に当たっては、機械施設等の導入が不可欠であることから、各種の低金利制度資金の活用や、それに対応した事業の導入について積極的な支援を行う。

イ 農用地の流動化・利用集積に係る支援

経営の拡大や農作業の効率化には、農用地の流動化は必要不可欠であるため、それに対応した事業の導入と併せて、農地利用最適化推進委員が積極的に支援する。

(ア) 農地中間管理事業の推進

農用地の集団化のために地域に密着した組織体を育成するとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約を促進する。

(イ) 農作業受委託の推進

稲作部門においては機械装備が経営コストの大部分を左右することから、町では農業協同組合と連携を取りつつ受委託組織を3地区に育成する。

(ウ) 補助労働力の確保に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援するため、作業委託のあっせん等の労働力調整に取り組む。

(エ) 農業経営体間の連携に係る支援

耕種部門は化学肥料の過多による地力の低下が懸念される一方で、畜産部門では家畜の糞尿処理が経営の大きな課題となることから、これら相互の連携をとり生産力の向上と品質の良い作物の生産を図る。

(オ) 農業経営体の資質の向上に係る支援

町及び農業協同組合が中心となり、優良な経営体の育成を目指し農業指導機関の支援を得て経営体の資質の向上を図る。経営の診断等も積極的にを行い、社会経済の動向に即した先進的な経営体となるよう支援する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

過去5年間で新規就農者は1人であり、高齢等により離農する者の方が多くなっている現状であり、本町の農業の維持及び耕作放棄地の解消を図るには、将来にわたって地域農業の担い手となる新規就農者を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業取得に関する数値目標
本町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業の生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術、経営面については夷隅農業事務所や農業共同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 農地を確保するための基本的な方向

優良農地の確保は、町農業の維持、発展はもとより農村の環境保全、国土の保全、水源のかん養にも重大な役割を果たしている。このため、優良農地を集团的に保全、改良することを基本として掲げ、無秩序な土地利用を防止するため、地域の実情に即した形で農業振興を図る上での農用地区域を明確にする。

(2) 土地基盤整理の基本的な方向

御宿町は、実谷・立山・七本地区が全く基盤整備がされておらず、また遊休農地も多いことから、中山間農村環境整備と合わせた土地基盤整備を推進する。また、広域農道等の交通網の整備に併せて、基幹農道と末端の農道網・集落道の整備を進め、農産物輸送の合理化や農村生活の利便性を向上させる等中山間地域における定住条件の整備を推進する。

5 農業生産の現状と今後の基本的な誘導方向と推進方向

消費者のニーズに即応した経営を目指すとともに、国民の余暇の多様性の状況を踏まえ、農業者と消費者が連携した親しみのある農園として農村を創る。さらに、新規就農者が参入しやすいような条件整備についての検討も進める。

(1) 水稲部門

ア 生産の現状

御宿町においては、現状で165ha（令和4年）の面積の水田が耕作されている。

イ 今後の誘導方向

稲作経営は農作業の受委託を推進し兼業農家の機械作業委託と専業農家の受託部門の拡大により経営コストの削減に努める。

(2) 畜産部門

ア 生産の現状

畜産農家は2戸で、そのうち1戸は大規模酪農経営であり、後継者も若く地域農業を担っていくものと思われる。

イ 今後の誘導方向

自給飼料生産基盤の拡大と糞尿の土壌還元の場所の確保に向け、草地造成を推進するとともに適正な糞尿処理等に努め、耕種農家への堆肥の供給体制を確立する。

また、省力化を進めるため近代化施設の導入を積極的に推進するとともに、畜産物の消費者への直接配送や、親しみのある農場としての畜産経営を目指す。

(3) 園芸部門

ア 生産の現状

園芸部門については花卉栽培を行っているが、いずれも小規模である。

イ 今後の誘導方向

花き園芸においては、今後新規参入者による花き生産の拡大を積極的に推進し、少量多品目生産できめ細かな生産販売管理を行い有利な経営を目指す。

6 効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営体は、地域農業生産の相当分を担うものであるが小規模兼業農家、高齢農家も農村の維持発展には重要な役割を果たしている。本町においては、安定兼業農家が大部分を占め農村の維持発展を図る上で重要な位置を占めているが、機械整備に多くの資金を費やしていることから、これら農家を補うため農作業の受託組織を育成し機械過剰投資による経営の圧迫を抑えるとともに、遊休農地の解消と地域農業の一翼を担ってもらえるよう誘導する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に御宿町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ本町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

組織形態	営農類型
個別経営体 ※1	水稲専作 水稲＋露地野菜＋施設花き 水稲＋施設花き 椎茸＋いちご 酪農＋飼料作物

※1) 個別経営体

本町農業の特徴として、農業生産の相当部分が家族経営によって担われている。そのため、この「個別経営体」についても、労働力構成として世帯主1名とその家族ないし、雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲専作	水田 20ha うち自作地 2ha うち借入地 18ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 540万円 労働時間 3,000時間	○資本装備 ・トラクター ・トレーラー ・育苗ハウス ・畦塗機 ・側条施肥田植機 ・自脱型コンバイン ・循環乾燥機 ・動力糶摺機 ・米選機 ・ドローン ・トラック ・刈払い機 ・自動計量機 ・播種機 ・育苗器 ○技術内容 ・適正品種の組合せ ・省力栽培技術 ・機械費の削減 ・良食味米の向上	・ほ場の団地化 ・基盤整備の推進 ・借地 ・パソコンを利用した経営管理 ・有利販売の検討 ・複式簿記の記帳	・計画性のある作業体系 ・定期的休日確保 ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎					
1. 品目 水稲 2. 規模 20ha 3. 生産量 108,000kg (540kg/10a) 4. 単価 200円 5. 所得率 25% 6. 単位規模当たり労働時間 15時間/10a 7. 総労働時間 3,000時間			8. 借入地面積 18ha 9. 10a当たりの地代 5,000円		

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
水稲＋露地野菜＋施設花き	経営面積 水田＝3ha (水稲) 露地野菜 (キャベツ) 50a 施設花き (ストック) 20a 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 521万円 労働時間 2,140時間	○資本装備 ・トラクター ・側条施肥田植機 ・自脱型コンバイン ・播種機 ・循環乾燥機 ・動力糶摺機 ・米選機 ・背負動力散布機 ・トラック ・作業舎 ・ハウス ・暖房機 ○技術内容 ・適正品種の組合せ ・省力栽培技術 ・土壌分析による合理的施肥	・直売による有利販売 ・ほ場の団地化 ・基盤整備の推進 ・パソコン利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品・多収	・計画性のある作業体系 ・作業強度の軽減 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎					
1. 品目	水稲＋キャベツ＋ストック	2. 規模	3.7ha (3+0.5+0.2ha)	5. 所得率	水稲 25% キャベツ 39% ストック 40%
3. 生産量	水稲16,200kg (540kg/10a) キャベツ 24,000kg (4,800kg/10a) ストック 48,000本/20a (25本/m ²)	4. 単価	水稲 200円/kg キャベツ 235円/kg ストック 110円/本	6. 単位規模当たり労働時間	水稲 31時間/10a キャベツ 58時間/10a ストック 700時間/10a
				7. 総労働時間	2,140時間

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態様等
水稲＋施設花き	経営面積 水田＝5ha 施設花き (コギク) 40a 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 535万円 労働時間 3,950時間	○資本装備 ・トラクター ・側条施肥田植機 ・自脱型コンバイン ・播種機 ・循環乾燥機 ・動力糶摺機 ・米選機 ・背負動力散布機 ・パイプハウス ・暖房機 ○技術内容 ・適正品種の組合せ ・省力栽培技術 ・適正な水管理 ・適正な病害虫防除	・高度な栽培管理に良質多収 ・制度資金の活用 ・基盤整備の推進 ・直売による有利販売	・計画性のある作業体系 ・休日制の導入 ・雇用の導入 ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎					
1. 品目 水稲＋切り花 (コギク)			6. 単位規模当たり労働時間		
2. 規模 5.4ha (5+0.4ha)			水稲 31時間／10a		
3. 生産量 水稲27,000kg (540kg／10a)			コギク 700時間／10a		
コギク 104,000本／40a (50本／m ²)			7. 総労働時間 3,950時間		
4. 単価 水稲 200円／kg					
コギク 50円／本					
5. 所得率 水稲 25%					

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
椎茸＋いちご	椎茸 原木10千本 いちご 30a 労働力 家族 3名 (主たる従事者1名) 雇用 1名	所得 550万円 椎茸 280万円 いちご 270万円 労働時間 7,650時間	○資本装備（椎茸） ・原木穿孔機 ・水槽、冷水機 ・フォークリフト ・運搬車 ・暖冷房機・乾燥機 ・人工槽場散水施設 ・芽出施設、発生舎 ・保冷库、包装機 ・自動植菌機 ○技術内容（椎茸） ・適正品種を選択 ・槽木の管理 ・適期植菌と適正槽化 ・適期採取 ○資本装備（苺） ・トラクター ・トラック ・ハウス ・小型ポット育苗システム ・暖房機 ・灌水設備 ・予冷库 ・高設ベンチ ○技術内容（苺） ・適正品種を選択 ・ミツバチ交配 ・集中育苗管理	・原木の共同購入 ・経営診断の実施 ・作業管理日誌記帳 ・青色申告の実施 ・後継者の技術向上 ・生産物の付加価値を高めるための流通の開拓	・休日の実施 ・計画性のある作業体系 ・常雇パートの導入 ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎					
1. 品目 椎茸 2. 規模 原木10千本 3. 生産量 10,000kg 4. 単価 850円/kg 5. 所得率 33% 6. 単位規模当たりの労働時間 345時間/1,000本 7. 総労働時間 3,450時間 8. 1時間当たりの雇用労働 1,000円			いちご 30 a 9,000kg (3,000kg/10a) 1,000円/kg 30% 1,400時間/10a 4,200時間 1,000円		

[個別経営体]

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法
酪農 + 飼料作物	酪農 経産牛 160頭 育成牛 80頭 飼料作物(全量自家利用) 35ha 経営面積 牛舎 5,000㎡ 労働力 家族 4名 (主たる従事者2名) 社員 4名 パート 3名	所得 1,400万円 労働時間 20,320時間	○資本装備(酪農) ・牛舎(含機械装備) ・育成舎 ・堆肥舎 ・搾乳ロボット ・哺乳ロボット ・飼料タンク ・トラクター ・ホイールローダー ○資本装備(飼料作物) ・マニアスプレッター ・トラクター ・フオレイジハーベスター ・モアー ・テッダー ・レーキ ・ロールベアラー ○技術内容 ・有機酪農による環境保全型農業経営 ・自給飼料の確保 ・牛群検定の利用	・パソコン利用による経理及び生産管理 ・糞尿の適正処理 農業従事者の態様 ・交代制休日 ・社会保険加入 ・研修生の積極的な受け入れ ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎				
1. 品 目 酪 農 2. 規 模 経産牛160頭 3. 生産量 7,320kg/頭 4. 単 価 120円/kg 5. 所得率 10% 6. 単位規模当たりの労働時間 127時間/年・頭			7. 総労働時間 20,320時間 (育成牛は経産牛の1/4で算出) 8. 補助者、雇用者の労働時間 社員 8,000,時間 (2,000時間×4人) パート1,800時間/人 9. 1時間当たりの雇用労賃 社員1,800円 パート1,000円	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとに新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

組織形態	営農類型
個別経営体 ※1	水稻専作 露地野菜+施設野菜

※1) 個別経営体

本町農業の特徴として、農業生産の相当部分が家族経営によって担われている。そのため、この「個別経営体」についても、労働力構成として世帯主1名とその家族ないし、雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

[個別経営体] (新規就農者)

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲 専作	経営面積 水田=11ha 借入地 11ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 275万円 労働時間 3,410時間	○資本装備 ・トラクター ・畦塗機 ・側条施肥田植機 ・自脱型コンバイン ・米選機 ・循環乾燥機 ・動力糶摺機 ・刈り払い機 ・動力散布機 ・軽トラック ・育苗ハウス ○技術内容 ・適正品種の組合せ ・省力栽培技術	・基盤整備の推進 ・パソコンを活用した経営管理 ・有利販売の検討 ・青色申告の実施	・計画性のある作業体系 ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎					
1. 品目 水稲 2. 規模 11ha 3. 生産量 500kg/10a (35,490kg) 4. 単価 200円/kg 5. 所得率 25% 6. 単位規模当たり労働時間 31時間/10a 7. 総労働時間 3,410時間			8. 借入地面積 11ha 9. 10a当たりの地代 5,000円		

[個別経営体] (新規就農者)

営農 種類	経営規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜＋施設野菜	経営面積 露地畑 180a パイプハウス 8a 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名)	所得 299万円 労働時間 3,262時間	○資本装備 ・作業舎 ・収穫機 ・洗浄機 ・動噴 ・管理機 ・予冷库 ・軽トラック 1台 ・トラクター 25PS 1台 刈り払い機 ・常温煙霧機 ・軽トラック ・パイプハウス ○技術内容 ・適正品種の組合せ ・省力栽培技術 ・土壌分析による合理的施肥	・基盤整備の推進 ・パソコンを活用した経営管理 ・直売による収益性向上 ・青色申告の実施 ・中古機械・施設の活用	・計画性のある作業体系 ・休日制の導入 ・家族経営協定締結
算 出 の 基 礎					
1. 品目	規 模	生 産 量	単 価		
サトイモ	80a	12,000kg (1,500kg/10a)	333円/kg		
サツマイモ	100a	18,000kg (1,800kg/10a)	220円/kg		
サインゲン(ハウス半促成)	8a	900kg (3,000kg/10a)	950円/kg		
スナップエンドウ(ハウス抑制)	8a	560kg (1,120kg/10a)	360円/kg		
2. 所得率	サトイモ 23%、サツマイモ 42%、サヤインゲン 40%、スナップエンドウ 34%				
3. 単位規模当たりの労働時間	サトイモ 168時間/10a サツマイモ 131時間/10a サヤインゲン 1,277時間/10a スナップエンドウ 450時間/10a				
4. 総労働時間	3,262時間				

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

御宿町の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、夷隅農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、御宿町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

御宿町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、夷隅農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、御宿町が主体となって、夷隅農業事務所、御宿町農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

御宿町は、夷隅農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートする。

御宿町農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じ

て農業機械の貸与など必要なサポートを行う。

夷隅農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、御宿町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、夷隅農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう夷隅農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、御宿町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域 名	農用地面積 (A) h a	効率的かつ安定的な農業経営が 地域の農用地の利用に占める 面積のシェアの目標	
		利用集積の 目標面積 (B) h a	シェア (B) / (A) %
御 宿 町	2 1 1	102.5	48.5

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、御宿町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の平坦化や団地面積の増加を図る。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別農業経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
 2 目標年次はおおむね10年後とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

御宿町の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、本町の山間部では、平坦部と同様に水稲を主体とする土地利用型農業が中心であるが、平坦部に比べると小区画、不整形な農地等、耕作条件の劣る農地が多く、また、水稲等の土地利用型農業については特に経営規模の大きな担い手が不足するとともに農業者の高齢化が進展し、農地の利用集積を図るべき経営体の育成等が重要な課題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

平坦部については、分散傾向にある経営農地を効率的に集約できるよう、農業委員会及び農

地中間管理機構等との連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等を柱に、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧地や蜜源利用、省力栽培による保全等の取り組みを進めることとする。

また、中山間地域においては、今後、中山間地域総合整備事業で基盤整備される農地を中心に利用集積を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度を活用したなかで、地域計画を踏まえた営農活動の維持を図る。また、地域の担い手として、認定農業者制度の一層の普及を図るとともに、集落営農組織の育成に対して重点的に支援を図ることとする。

(3) 関係団体等との連携体制

御宿町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、御宿町農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積の推進を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

御宿町は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、御宿町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

御宿町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ②利用権設定等促進事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 高山田、久保地区においては、今後圃場区画の大型化による高能率な生産基盤を形成するため、圃場の再整備事業の導入を検討する。

イ 上布施地区においては、農作業の受委託を積極的に取り入れ農作業部門の専門分野的な確立をし、耕作放棄地の解消に努める。

ウ 立山・実谷・七本地区においては、全地域の圃場が未整備のため中山間地域特性にあった区画整理事業を取り入れる。

エ 農村地域の集落間の連絡道路の整備や集落排水整備により環境整備を図る。

オ 農作業受託を推進するため、ライスセンター、機械格納庫の整備の検討をする。

カ 畜産部門では公社牧場事業等により草地造成や地区住民の生活環境に配慮した施設整備を図る。

キ 体験農園や滞在型実践農場のための受入体制を整える。

さらに、御宿町では、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、御宿町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、千葉県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

御宿町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・御宿町農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えていること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められていること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管

理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業にすべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 御宿町への確約書の提出や御宿町との協定の締結を行うことにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行おうと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 御宿町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 御宿町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 御宿町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときには、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 御宿町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、

現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 御宿町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、御宿町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 御宿町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 御宿町は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、御宿町は、農地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 御宿町は、農地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農協経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使

用賃借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用賃借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

御宿町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地についての利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

(9) 公告

御宿町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を御宿町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

御宿町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

御宿町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時は当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 御宿町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用賃借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 御宿町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権または使用賃借による権利の設定に係る部分を取

り消すものとする。

ア (9) 規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその「農用地を適正に利用していないと認められるにも関わらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 御宿町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取り消しに係る部分を御宿町の公報に記載することとその他所定の手段により公告する。

④ 御宿町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 御宿町農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

御宿町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を御宿町に提出して、農用地利用規程について御宿町の認定を受けることができる。

- ② 御宿町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 御宿町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を御宿町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 御宿町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権

の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 御宿町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 御宿町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

御宿町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

御宿町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力がある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体と連携の下、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受入環境の整備

夷隅農業事務所等の県が整備した農業経営・就農支援センターに位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合などと連携しながら就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験が出来る仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって千葉県立農業大学校や夷隅農業事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことが出来る仕組みを作る。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想的に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについては夷隅農業事務所、農業協同組合、認定農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他関連施策との連携

御宿町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化を促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 御宿町は、実谷・七本・上布施地区中山間地域総合整備事業(平成19年度～令和7年度)による農業生産基盤整備の促進を通じて、耕作地の整備を進めることにより農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 御宿町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 国民の多様化する余暇を体験農園や滞在型実践農場へと誘導できる基盤整備を推進する。

エ 御宿町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

御宿町は、農業委員会、夷隅農業事務所、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、御宿町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構成に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年10月27日から施行する。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については I の②の 3 と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決算方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済費を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適性な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれの近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。